

精神障害者保健福祉手帳の交付申請について

■手帳申請に必要なもの

- 1 障害者手帳交付申請書
- 2 ①か②のいずれか一方
 - ① 精神障害者保健福祉手帳用診断書
(初診日から6か月以上経過し、診断書作成日から3か月以内のもの)
 - ② (障害年金番号の分かる書類(年金証書・裁定通知・振込(支払)通知書等)
及び 同意書(長野県知事宛のもの))

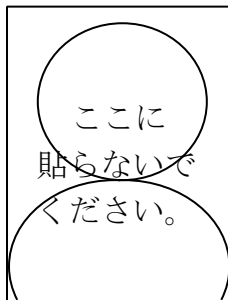
※①の診断書で申請の場合、同時に自立支援医療(精神通院医療)の申請を希望される方はお申し出ください。

- 3 精神障がい者台帳付表
- 4 税関係閲覧承諾書
- 5 マイナンバーのわかるもの 及び 身元確認書類

窓口では職員がマイナンバー及び提出者(来庁者)の身元確認(本人確認、代理権確認)を行います。
※顔写真が付いていない証明書は2点以上で確認を行います。

マイナンバーのわかるもの…個人番号カード、通知カード 等
身元確認書類…運転免許証 等 代理権…障害者手帳 等

6 本人の写真 1枚



- ・サイズ:縦4センチ×横3センチ
- ・脱帽して正面を向いているもの
- ・サングラス等をしていないもの
- ・スナップ写真でも可(一人で写っているもの)
- ・ポラロイド写真は不可
- ・デジカメ写真は、家庭用プリンターで印刷したものではなく、写真店でプリントしたもの

※用紙全体の4割程度の大きさに、顔がはっきりと写っているものをご用意ください。また、写真の裏面に氏名を記入してください。

■提出先／申請に関する問い合わせ先

〒390-8620

松本市丸の内3-7

松本市役所 障がい福祉課(東庁舎1階)

TEL:34-3212(直通) FAX:36-9119

※書類がそろっているものは、支所・出張所から転送することができます。

ただし、受付日は障がい福祉課で確認した時点です。

■その他

- 1 交付についての審査は長野県が行います。交付までの目安は2か月～3か月程度です。ただし、県による審査の過程で、内容を確認し調整するため、さらに時間を要する場合があります。
- 2 決定後、松本市からご本人あてに手帳交付についての案内(交付時に必要な持ち物等を記載したもの)を郵便でお届けします。
- 3 窓口で制度の説明(1時間程度かかる場合もあります。)を受け、手帳をお受け取りください。
- 4 手帳の有効期限は2年間で、更新の手続きは期限の3か月前からできます。
- 5 非該当の場合、結果を通知でお知らせいたします。